

『O-BIC 外資系企業進出支援事業』

(2023年4月以降に大阪に進出された法人に適用)

1. 制度概要

この事業は、大阪外国企業誘致センター(O-BIC)が対大阪投資を促進するため、大阪府内に本店又は支店として設立された外資系企業に対し、進出に要する一部経費の負担軽減を行うものです。

2. 支援事業の対象となる企業

O-BIC 又は関係公的機関等の支援を受けて 2023年4月1日以降に、大阪府内で本店又は支店の登記を完了した、外資比率 1/3 以上の外資系企業

3. 支援事業の対象となる経費

O-BIC に登録されたサポート企業^(※1)から提供されるサービスを利用し、大阪府内に本店又は支店を登記する際に係る経費^(※2)について、実費を限度額として O-BIC が認定する額を支援します。

1. 登記に係る経費:1 申請あたり 最大 10 万円

※1 サポート企業とは、O-BIC に登録されている企業・機関・個人で、外国企業が日本でビジネスを始める際に必要なサービスの提供を行います。

※2 次に掲げる経費は対象外とします。 ”官公署に支払う費用等サービスの提供に該当しない経費、他の事業による補助金等を受けている経費ならびに消費税及び地方消費税”

※3 年間予算額に達した時点で、年度途中であっても本事業を終了します。

・なお、本店又は支店の設立の認定については、登記、拠点確定の状況等により、総合的に判断させていただきます。

4. 経費の支払いの確認

O-BIC 職員等が、運営実態を確認するため、会社を訪問し、契約書、許可書、請求書・領収書などの原本を確認する場合があります。確認できない場合には、支援事業費は支払われません。

5. 支援事業費の支払い

支援事業費は、支援事業利用認定後に申請者の日本国内銀行口座に支払われます。

6. 記載言語

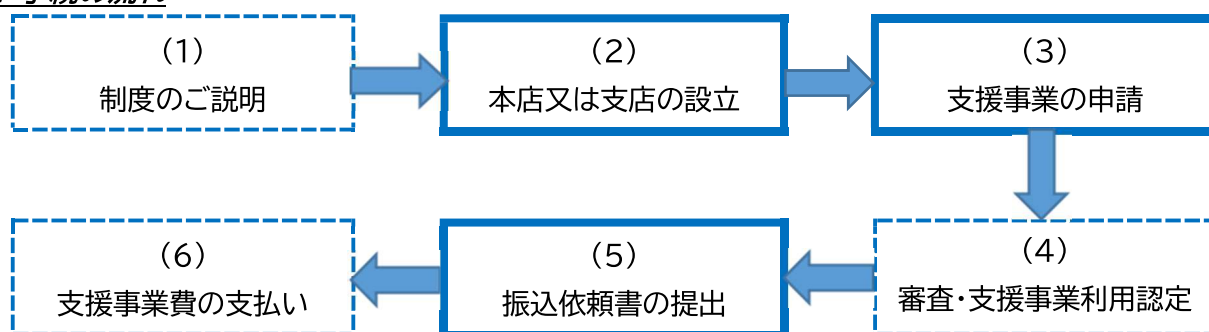
利用申請書などの提出書類は、すべて日本語、もしくは英語で記載ください。

7. その他の注意事項

支援事業を利用した事業者については、事業者名や支援事業費利用額等が公表されることがありますので、あらかじめご了承ください。

支援事業費の支払い後であっても、虚偽の内容に基づいて申請されたことが判明した場合は、支援事業費の返還を求めることがあります。

8. 手続きの流れ



注)太枠内は申請者に行っていただくお手続きです。所定の期日までに必ずお手続きいただきますようお願いいたします。点線枠内はO-BICによる手続きです。

(1)制度のご説明

支援事業のご利用を検討される場合は、あらかじめO-BIC又はサポート企業までご相談ください。制度内容をご説明します。

(2)本店又は支店の設立

本店又は支店を設立し、登記を行ってください。

(3)支援事業の申請

支援事業の申請にあたり、登記後 60 日以内に、下記書類を提出してください。

但し、IBSC(対日投資・ビジネスサポートセンター/独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ))やBSO(ビジネスサポートオフィス/大阪市)等の無料テンポラリーオフィスに入居されている場合には、退去後、大阪府内の別拠点への移転が完了してから60日以内に申請して下さい。尚、支援対象となる登記費用とは、大阪府内で最初に法人設立登記した際の費用となります。

※申請時に、移転後の拠点住所が確認できる根拠をご提示ください。

提出書類

《法人による投資》

・「O-BIC 外資系企業進出支援事業 利用申請書」一式

(別紙①事業実績報告書、別紙②サポート企業利用実績報告書)

※書式は随時更新されておりますので O-BIC 事務局から最新の書式を入手いただくようお願いいたします。

- ・本国の親会社の営業許可証もしくは登記簿写しとその日本語訳(英語・日本以外の場合)
 - ・本国企業の会社概要 (会社紹介パンフレット、WEB サイトコピーなど)
- ※会社概要とは、会社名・所在地・代表者名・事業内容・設立年月・資本金・年商・従業員数などです。

また、英語以外の外国語の場合は日本語訳を添付してください。

- ・海外から送金された資本金を受け取ったことが証明できる資料
 - ・サポート企業へ支払が完了したことを証明する書類
(実績各項目にかかる支援対象経費と対象外経費が記載された領収書等)
 - ・定款
 - ・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (注)上記以外にも O-BIC が必要と判断した場合には追加書類の提出を求める場合がございます。

〈外国法人支店を設立する場合〉

- ・「O-BIC 外資系企業進出支援事業 利用申請書」一式
(別紙①事業実績報告書、別紙②サポート企業利用実績報告書)
- ※書式は随時更新されておりますので O-BIC 事務局から最新の書式を入手いただくようお願いいたします。

- ・本国企業の会社概要 (会社紹介パンフレット、WEB サイトコピーなど)
- ※会社概要とは、会社名・所在地・代表者名・事業内容・設立年月・資本金・年商・従業員数などです。
- また、英語以外の外国語の場合は日本語訳を添付してください。

- ・サポート企業へ支払が完了したことを証明する書類
(実績各項目にかかる支援対象経費と対象外経費が記載された領収書等)
 - ・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (注)上記以外にも O-BIC が必要と判断した場合には追加書類の提出を求める場合がございます。

《個人による投資》

- ・「O-BIC 外資系企業進出支援事業 利用申請書」一式
(別紙①事業実績報告書;別紙②サポート企業利用実績報告書)
- ※書式は随時更新されておりますので O-BIC 事務局から最新の書式を入手いただくようお願いいたします。

- ・出資者もしくは大阪での代表者の職務経歴書
 - ・海外から送金された資本金を受け取ったことが証明できる資料
 - ・サポート企業へ支払が完了したことを証明する書類
(実績各項目にかかる支援対象経費と対象外経費が記載された領収書等)
 - ・定款
 - ・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (注)上記以外にも O-BIC が必要と判断した場合には追加書類の提出を求める場合がございます。

提出書類(提出方法含む)についての詳細は O-BIC までお問い合わせください。

(4)審査・支援事業利用認定

ご提出いただいた資料を基に審査を行います。支援事業のご利用が認定された場合には、O-BIC より申請者へ、認定された支援事業費を記載した「支援事業利用認定通知書」を発行します。併せて「振込依頼書」をお渡しします。

(5)振込依頼書の提出

「振込依頼書」へ日本国内の口座情報をご記入の上、O-BIC へご提出ください。

(6)支援事業費の支払い

O-BIC より「振込依頼書」に記載いただいた日本国内口座へ、支援事業費を振込みます。振込を確認されましたら、O-BIC までご一報ください。

注)この利用案内の内容は、O-BIC の都合により、変更となる場合がございます。

9. 申請窓口・問い合わせ先

大阪外国企業誘致センター（O-BIC）

電 話: 06-6944-6298

Email: o-bic@osaka.cci.or.jp